

(団体推進コース)

様式第2号

香労発雇均0601第4号

令和8年6月1日

働き方改革推進支援助成金交付決定通知書

協同組合ワークス

代表理事 曾我部 優弘 殿

香 川 労 働 局 長 印



令和8年5月15日 付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条 { 第1項の規定により、 } 下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。
{ 第3項の規定により修正のうえ、 }

記

- 1 事業実施予定期間 交付決定の日より 令和9年1月31日 まで
- 2 助成金の交付の対象となる経費は、令和8年4月9日厚生労働省発基0409第1号 厚生労働事務次官通知別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱(団体推進コース)」(以下「交付要綱」という。)第4条に定める改善事業の実施に要する費用であり、その内容は { 令和8年5月15日 申請書記載のとおり } です。
{ 下記3のとおり }
- 3 改善事業の実施に要する費用及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、改善事業の内容が変更された場合において、改善事業の実施に要する費用又は助成金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

改善事業の実施に要する経費	金	2,132,675 円
助成金の額	金	2,132,000 円

- 4 助成金の額の確定は、交付要綱第4条に定める交付額の算定方法により行うものとします。

- 5 助成事業主は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び働き方改革推進支援助成金支給要領(団体推進コース)の定めるところに従うこととします。

(裏面あり)